

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 31 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

専決第 6 号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 17 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和 8 年 7 月 1 7 日専決

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

1 損害賠償の額 1 , 9 0 0 , 8 0 0 円

2 損害賠償の相手方 市外在住者

3 事故の概要

令和 8 年 2 月 2 0 日午前 8 時 3 0 分頃、亀岡市下矢田町 1 丁目地内において、相手方車両が仕切弁ボックス上を通過した際に仕切弁ボックスの突出部分と当該車両のフロントバンパーが接触し、当該車両が破損した。